

會學濟經學大國帝都京

經濟論叢

號五第 卷一十五第

月一十年五十和昭

紀元二千六百年記念論文集

幕末の蠶種貿易

本庄 榮治郎

一 序 言

江戸時代の長崎貿易に於ては生糸は支那和蘭の船舶によつて輸入されたが、安政開國の後には逆に我國より生糸を輸出するに至り、且つ繭・蠶卵紙までも輸出されたことは既に知られてゐる事實である。而して蠶種の輸出は幕末明治初年に在つては輸出品として重要な地位を占めたのであるが、私は茲に幕末の蠶種輸出について「通信全覽」における若干の史料を中心として少しく述べて見たいと思ふ。それは幕末の貿易史上からも或は思想史上からも、注意せらるべき重要な意義を有するものと信ずる。

二 輸出の原因

幕末に蠶種が輸出された原因については、歐洲に於ける蠶病の流行が挙げられる。即ち一八四九年（嘉永二年）以來、佛國では蠶に微粒子病が蔓延した。これより前、既に十七世紀末から十八世紀にかけて、また一七四九年（寛延二年）から七ヶ年に亘つて流行し、わが開國當時は第三回目の流行であるが、佛蘭西は健全なる蠶種を伊太利・西班牙・アドリア・ノーブル・小アジア等に求めた。後には其禍害は伊太利にも及び一八六〇年乃至七〇年は最

も猖獗を極め、佛國の收購量は一八五五年まで凡そ二千六百萬キログラムであつたのが、一八六五年（慶應元年）には四百萬キログラムに減少したといふ。かゝる事情のため、歐洲は蠶種を前記の各地及支那に求めたが十分なる效果なく、遂にわが日本の蠶種を求むるに至つたものである。¹⁾

而して一度蠶種が外國に輸出せらるゝや、その價格の騰貴のため之を輸出せんとする者激増し、その輸出量を一層増大せしめたことは明かであるが、他方には當時生糸が輸出せられて内地需要を充たす能はざる状態に立到りし際であつたから、蠶卵紙を多く輸出せば生糸輸出高を減少し得べしとの考から、寧ろ蠶種の輸出を阻止せざりしことも、その輸出を増大せしめた一事由となると思はれる。

三 輸出の事例

慶應元年に蠶種の輸出が認められ、その額は三百萬枚の巨額に上つたのであるが、それ以前に於て幾何の蠶種が輸出されたか、又その濫觴は何時であるかは必ずしも明かでない。多くの文獻に認められてゐる慶應以前の事例は萬延元年に五十枚の蠶種が輸出せられ、⁴⁾ 文久二年には佛人マロレの番頭山下文二郎が伊勢平から春蠶種二百枚を買つて佛國に送り、⁵⁾ 元治元年には佛國ドロームの養蠶家ベルテンジが良蠶種を求めて日本に來り數枚の蠶卵紙を得て歸つた等であるが、この外福島縣の人中村佐平治が安政元年（弘化年間ともいふ）箱館に於て伊太利人に蠶種三萬枚を販賣した。これ蓋我國蠶種の海外に輸出せられし嚆矢なるべしとの説もある。⁷⁾

更に「通信全覽」にあらはれた個々の例について見るに、以上の外、元治元年には米國ウァルスホール組へ蠶

- 1) 藤本實也、開港と生糸貿易、中巻447頁以下。
- 2) 緒谷善一、明治初年に於ける蠶種輸出、社會經濟史學第六卷十號
- 3) 丸山國雄、幕末開港期に於ける生糸貿易の展望、史學雜誌第四十三編十二號
- 4) 横濱開港五十年史、下巻、456頁
- 4) 橋本重兵衛、生糸貿易の變遷（明治三十五年刊）30頁

種三萬枚の買入を許可したのみならず、佛國政府より一萬枚、更に五千枚合計一萬五千枚、瑞西政府より六千枚購求を申入れた事實があり、佛商フレツキマンも箱館において四千枚の輸出を認められてゐる。⁹⁾此等斷片的の事實はこの外にもあり得ることであつて、この前後に輸出せられた數量は全く不明といふの外はないが、從來示されてゐる數字は次の如くである。(慶應三年までを掲ぐ)

| 「生糸貿易の變遷」所掲 | | 「明治蠶業大事紀」所掲 | |
|-------------|------|-------------|-----------|
| 年 | 枚 | 田島定邦調査 | 總領事中山讓治報告 |
| 萬延元 | 一八六〇 | 五 | 十 |
| 文久元 | 一八六一 | 五 | 十 |
| | 二 | 一八六二 | 五 |
| | 三 | 一八六三 | 三 |
| 元治元 | 一八六四 | 四 | 十五 |
| 慶應元 | 一八六五 | 三 | 百 |
| | 二 | 一八六六 | 百 |
| | 三 | 一八六七 | 百 |

前述の安政元年箱館における三萬枚の輸出は右の表にあらはれてゐない。また文久元年の始めにも相當量の輸出のあつたことは、文久二年七月老中より英國公使への書翰案の中に『客歲のはじめ蠶卵繭の輸出あるよしを聞て奸商の利を射るもの、他の民工業に害あるをも顧みず、その間に立入りて普く養蠶の家に搜求し一時に夥敷輸出せしめしかば』¹⁰⁾云々とあることによつても明かであるが、尙同年佛國公使へ蠶種紙二十枚を寄贈したのみならず、十一月には佛國商人の蠶種七箱の輸出を認めた事實があることによつても明かである。^(註)而して前掲統計表

5) 「貿易制度」の記事、大塚良太郎、蠶史、前編(明治三十三年刊) 208頁に引用せるも、
 6) 佐野英、大日本蠶史、正史、(明治三十一年刊) 191頁
 7) 大日本蠶糸會編、日本蠶糸業史第三卷、85—86頁
 8) ウラルスホール社中へ蠶卵購買免許請求一件

にあらはれた蠶種の仕向地は大部分が伊太利であつたといふ。¹¹⁾

(註) この事件は佛國商人ホルレット(フールレット・ポルレット・ブールレットとも記してあり)が蠶種紙七箱を購入し之を輸出せんがために運上所へ税金を納入せんとした。ところが神奈川奉行は之を拒絶した。そこで同國公使ヘレクル(Duchessane de Balaour)から老中に抗議し、これ明かに日佛修好通商條約第八條に抵觸するものであり、もし之を拒絶するならば償金五千弗を交付すべしと要求した。依て外國國奉行から神奈川奉行へ事情報告をなさしめたが、それによると、輸出を承認しては老中と同國公使との間の従前交渉せる輸出統制の趣旨が徹底せざることとなる故、種々申開けたが佛國商人が承伏せず、強いて拒絶しては條約面に抵觸する虞があるから、賣込人の姓名を申告せば今回限り輸出を許可すべしと告げたが、佛國側はその姓名を告げざる故、そのまゝとなつてゐるわけで、輸出を禁止したものでないといふに在つた。其後老中から問題は寧ろ國內限りの處置に關することであるから、輸出差支なき旨を達して本件は解決したのである。¹²⁾

四 輸出の制限より自由へ

(イ)贈與 蠶種紙が我國から外國へ持出された場合に、賣買ではなく贈與の形で行はれたことがある。之は我政府より外國政府又は官吏へ寄贈したもので、例へば文久三年八月プロシヤ領事に蠶種紙三枚を寄贈したが、その際の書面に『去酉年十一月中佛蘭西公使に蠶種紙貳拾枚御差贈相成候先蹤も有之候に付』¹³⁾云々とあつて、既に文久元年に佛國公使へ寄贈せることが明かである。其他にも同様の例が存する如く考へられるが、蠶種紙寄贈の最も著しき例は元治元年佛國政府へ我幕府より蠶卵紙を寄贈した一件である。即ち同年七月十七日水野和泉守から佛國公使レオン・ロシエ(Léon Roché)に對し、蠶卵紙一萬五千枚を我政府より貴國政府へ贈與するにつき輸送方頼入る旨を申入れ、之に對し同十九日ロシエよりは之が答禮としてアラビア馬(後の書狀にアフリカ馬)とあるも誤りであらう)を贈るべ

9) 蠶卵寄贈及購求の件
10) 蠶卵輸出に關する件
11) 藤本實也、開港と生糸貿易、中卷460頁
12) 佛商ホルレット輸出蠶卵抑留及横濱紡績場川藤購買一件
13) 蠶卵寄贈及購求の件

き旨を以てした。蓋佛國より日本蠶卵紙に對する要望ありしも、幕府は輸出禁止の方針を續け居たる際であるから、之を寄贈することとし、當時軍政の改革に最も必要なりシアラビヤ馬をその返禮として佛國より贈ることとしたもので、この蠶卵紙は八月末に佛國へ積送られ、馬は二十六頭送り届けられたといふ¹⁴⁾。その中一頭は巴黎號で將軍家茂に贈られたが、他は幕末維新の際とて散逸して行方知れずなつたといふ¹⁵⁾。更に同年八月にはロシユに對し繭見本八箱を送付して居る。

(註) 「日本馬政史」第三卷七〇—七三頁には、文久三年秋佛帝ナポレオン三世よりアラビヤ馬廿六頭を江戸幕府に贈つた。これは「良種に酬ゆるに良種を以てした」ものである。その二十六頭は牡馬一、牝馬一五で、馬名・毛色・特徴・寸幹・年齢等も詳記されてゐる。馬は横濱から直ちに江戸雉子橋の厩舎に收容したが、幕府では之を姻族重臣間に分ち、殆どその終るところを知らざる有様であるといふ。たゞ文久三年とあることは誤りであらうと思ふ。尙「蠶史」には文久元年「横濱開港五十年史」には慶應元年となつてゐるが、上述の文書によつて元治元年とするのが正しいと思ふ。

(□) 公用の場合 外國政府又は公使領事に於て之を購求する場合は幕府は之を認めてゐる。例へば文久二年五月竹内下野守等が倫敦に於て英國政府に交渉せる對談書の中にも『ミニストル・コンシユル等需用の分は被申立次第相渡可申候得共、爲商品多量輸出致し候儀は被差留候様致し度¹⁶⁾』とあり、文久三年六月米國公使及領事より、ウヲルスホール社の繭蠶卵購求の許可を求めたるに對し、神奈川奉行より外國奉行へ提出したる意見書にも『併見本迄之儀にて岡土要用之事に候は、懇切之廉を以、此度限り取寄せ岡土に相贈り可申旨相答候處¹⁷⁾』といひ、更に元治元年八月の同奉行の意見書にも『各國岡土共より本國政府用之趣に而買入度段申立候節は、無餘儀伺の上三五枚宛贈りものに取計來り、此程李國岡土儀も同様之趣を以百枚程買入度旨強て申立(中略)七八十枚は賣渡

14) 同藤本實也、上港と生糸貿易、第三卷451—453頁
 15) 繭卵紙に關する件
 16) 繭卵紙に關する件
 17) 繭卵紙に關する件

方可取計旨被仰渡御沙汰之通取計候儀に有之¹⁸⁾云々とあつて、此等は何れも少額のものであるが、相當多量の場合でも政府人用の場合は、之を認めてその買求に應じた如くである。例へば元治元年九月の神奈川奉行より老中への上申書に『佛國政府用蠶卵紙一萬枚買入度旨同國通辯官願の趣此程御許容相成、賣渡方取計候處、猶同人より私共に五千枚買入増之儀申立、無餘儀次第に付承届賣渡方取計申候。(中略)瑞國岡士も政府用之趣を以蠶紙六千枚買入度旨申立、枚數多に者候へ共、佛國へ御差許之上者可及斷辭柄も無之候間承届賣渡方取計候積¹⁹⁾』とある如きその例である。又慶應二年六月瑞西公使より蠶卵紙四千枚の買入を申出でた。²⁰⁾當時は既に一般的に蠶種の輸出を認めた後のことであつたが、幕府はその依頼に應ずべき旨神奈川奉行に達してゐる。

(ハ)本國政府との交渉²¹⁾ 後に述ぶる如く幕府は蠶卵紙の輸出を成るべく抑制せんとする策に出でたが、條約上の輸出禁制品ではないから、外國は條約違反として種々抗議を提出した。そこで幕府はこの問題を遣外使節によつて外國當局者と交渉せしめ解決せんとしたが、その効果を收むることを得なかつた。

第二回(遼歐)使節たる竹内下野守・松平石見守・京極能登守は文久二年五月英京ロンドンに於て開港開市延期談判の後、武器蘭並種紙の輸出に關して交渉したが、日本側の主張は生糸並にその元たるべき繭種紙まで自由に輸出しては國民必需の織物に差支を生ずるを以て、公使領事需用の分は渡すべきも商品として多量に輸出することは差留めなき旨を以てした。然るに英國側にては條約に右諸品の輸出を認むることを明記せざる代りに、使節の書翰に右輸出を認むることを記すべしと主張し、屢々交渉に及んだが、日本側は我國在留の公使領事需用のものは政府に申出次第賣渡すも、商人への賣買を認めざるを主張し、使節が伯林・ペテルブルグ等に滞在中でも交渉を繼

18) 蠶卵販賣規制一件
19) 蠶卵寄贈及購求之件
20) 同
21) 蠶卵蘭輸出に關する倫敦巴利談判一件

續したが、談判は不調に歸し、問題を日本駐劄公使の下に移すに至つた（八月）。

一方佛國に對しては第三回（遣佛）使節たる池田筑後守・河津伊豆守・河田相摸守等は元治元年四五月佛國巴里にて交渉したが、佛國外務大臣トワンデロイスとの間に決定した覺書の中には、

『一、千八百六十二年吾先使節約束せし日本國産蠶絲・蠶卵・繭之儀は條約面通輸出差支なき様可致旨猶又取極候事

但、年之豐歉により産出之多寡あらは、産出少き節は自然日本政府日本在留外國ミニストルえ掛合、一時輸出を禁止するの權あるべし』

とある。この覺書は所謂『巴里の廢約』として知らるゝもので、使節歸朝の後幕府の容るゝ所とならず破棄されたものであるから、自然效力を發生しなかつたものである。²²⁾

(二)佛國獨占說 元治元年十二月九日諏訪因幡守宅に於て水野和泉守・阿部豊後守・諏訪因幡守等の闍老と佛國公使ロシユと會談したが、それは横濱製鐵所建設に關して種々懇談したのであつた。²³⁾ 其際經費の支拂に關して佛國公使は生産物を外國に輸出せば格別の利益あるべく、又國內諸侯へも納金仰付られて然るべしといひ、日本側よりは製鐵所建設代金代りとして生糸を差送りても差支なきやと問ひ、佛公使は『右は却て御益にも相成候事にて聊差支無之』たゞ政府より政府へ渡さず、一士官附添として差遣さるゝ方然るべしと答へ、これに對し日本側よりは更に『左候はゞ其國へ積渡し貴國商人へ直引合にて爲賣却差支無之哉』と問ひ、公使は右にて至極結構なりと述べてゐる。

然るにこの會談は、幕府が國內の生糸・繭・蠶卵紙等を安價に買上げて、外國のある一ヶ國へ武器代金として支拂はるゝものなりとの風説となり、翌慶應元年二月九日英・蘭兩公使は連名を以て政府自らがかゝる行爲に出づ

22) 徳川慶喜公傳、第三卷、168頁

23) 外國より購求武器類代に生糸・蠶卵等交付の風説英・蘭公使論辯一件

ることは條約違反なりとして抗議を提出した。幕府は三月三日これに對し右風説は無根なりとの回答を發したが七日英公使より八ヶ條に互る再抗議書を提出し、九日には蘭公使よりも抗議し、且同國にて行へる珈琲・砂糖等の政府拂下入札賣買の方法を教示してゐる。和蘭に對しては同月閣老より返翰を發した。而して幕府としてはこの風説を否定しつゝも、將來或は生糸等の代金により軍備武器代金を決済せんとする考もあり、その場合には外國人と利を争ふことをなさずといふ程度の返翰を送つてゐるに過ぎない。²⁴⁾要するにこの事件は從來よりの幕府と佛國との親善關係よりして、佛國が生糸輸出獨占權を掌握せんとするに非ずやとの疑念より發したものでないかと思はれる。尤も其後の事實に於てはかゝる事態は起らなかつたものである。

(ホ)賣買 生糸・繭・蠶卵紙の輸出は條約で禁ぜられてゐるわけではないから、商人間の賣買によつて持出し得るわけである。然し當時の生産状態では多く輸出しては内地需要を充たす能はざる有様であつたから、幕府としては成るべく之を輸出せしめざる方針を採つた。萬延元年閏三月に雜穀・水油・蠟・吳服・糸等を先づ江戸に廻送せしめ其地の需要を充したる後、殘品を神奈川に送附せしめんとする所謂五品廻送令²⁵⁾も輸出統制の方針から生れ出たものであり、それには生糸のみを擧げてゐるが、繭・種紙は生糸の附隨品とも見ることが出來、又輸出制限の方針であつたことは、この後の事例によつても之を徵することが出來る。例へば文久二年九月廿六日の英國領事より同國商人の繭輸出免許請求に對する神奈川奉行の意見書には明かにこの趣旨のことを述べてゐる。

『(上略)貿易品之内銅生糸吳服等日々必用之品ハ一旦悉江戸表へ積付、其筋おゐて取調、余く有餘之分開港場へ積廻候規則も相立候義ニ付、繭之儘にて手輕に輸出致し候様相成候ては吳服糸類に差響候ハ申迄も無之義に付、夫々申諭し差留置候處、(中略)差向生糸同様諸國より直に神奈川表へ不相廻、一旦江戸表積附、其筋おゐて相改め、有餘の分而已外國貿易に振向候様其筋へ

24) 此等の點については丸山國雄、幕末開港期に於ける生糸貿易の展望、史學雜誌、第四十三篇十二號に詳説されてゐる

25) 日本財政經濟史料、第三卷、658頁

被仰渡(下略)²⁶⁾

前述の佛商ホルレット輸出蠶卵紙抑留事件について神奈川奉行竹本圖書頭・大久保嘉平治と佛國領事テラートルシヒュンとの對談(文久元年十一月四日)の中にも²⁷⁾

『(佛)條約第八條に何品に奇らず日本役人立合なくして賣買不苦と有之候。自國商人フーレット此程五千ドルの蠶卵を買取

輸出し候處差留申候。條約書中に蠶卵を禁し候儀は無御座候。條約中之品は五分の税相納候へ、差支筋無之と奉存候。(下略)

(目)右品輸出の儀は條約中には無之候得共、先頃其公使へ右京亮より引合、其後御老中方對話も有之、繭之儀は違て交易品にいたし候様に相成可申候得共、方今の處多分の輸出致し候ては産生の源も盡き候儀に付、多分に仕込候連も輸出は見合申度、見本位の儀は格別、當時の處にては多分に輸出難相成趣對話有之、右は其許には承知有之候儀と存候。

(佛)右京亮殿へ公使より御談判申上候儀は繭の儀に付蠶卵には無御座候。

(目)矢張同様の品に有之、却て繭より不都合の儀に有之候』

とあつて輸出制限の趣旨は明かであり『見本位の儀は格別』として認めてゐるに過ぎない。

然しかゝる輸出制限は條約面に根據を有せざるため、外國よりは條約違反として屢々抗議された。文久二年六月十三日老中板倉周防守と英公使との對話書にも繭の買入は禁止なりやと問へるに對し、禁制にあらずと答へ、品拂底のためなるべしと遁げてゐる。種紙の場合についても同様であつて、表面上は輸出を禁止せず、たゞ國內的の取締によつて輸出を制壓せんとする方針を採つた。文久元年十一月前掲ホルレットの件に關する老中より佛國公使への回答にも²⁸⁾

『一體兼て談判にもおよび置候通り我國物品の産出其風土氣候に因り定所有之、繭織を業と致し候ものは多寡を考へ工作を營み候事に付、他品渡世の者賣捌候ては其業を失ひ候様成行候事故、右渡世の者ども從來互に嚴重の申合も有之、官府おゐても右様の弊無之様世話致し來候。右故同所奉行にも蠶卵賣渡し人名前承り度旨其コンシユルに相談し候儀にて、前文の通り全く國內

26) 蠶卵繭絲輸出に關する件
27) 佛商ホルレット輸出蠶卵抑留及横濱紡績場用繭購買一件
28) 同

限りの處置に屬し、外國貿易に關係候事には無之候。既に其渡世筋のものより賣捌き候は、總て條約の如く何品にても差構無之筈に候間、輸出不苦旨神奈川奉行へ申達候』(下略)

とあり、同月の勘定奉行評議にも²⁹⁾

『素々賣買御制禁の品にも無之、(中略)此上は繭并蠶種紙の儀に付候ては、御國內限り急度御取締相立候より外差向取計方も有之間敷候得共、開港場商人等へ御觸有之候へ、自然外國人にも相觸き又々苦情可申立哉も難計候間、先づ繭生産之場所最寄御代官御預所役人等に申渡、繭并蠶種紙共向後は中買商人の手取扱に不賣渡様厚教諭世話爲致、追ての模様に奇、尙評議仕申上候様可仕哉奉存候。依之御書取返上仕別紙申渡案相添此段奉伺候』

そのときの代官等への指令案の中には³⁰⁾

『以來養蠶の場所にて其業を爲す者取引致候は格別、繭并蠶種紙共扱に中買商人の手へ不賣渡様厚教諭致し、最奇私領の向へも申達取締相立候様可被取計候』

と述べてゐる。これは案文に過ぎないが、その趣旨は商人に賣込むことを禁ぜんとするものである。

文久三年七月十三日閣老より米國公使への返翰にも

『繭と種紙との商賣は邦内從來の定格ありて濫に輸出およぶときは差支不少間、産殖方夫々行届候迄は、敢て輸出を禁ずるとにはあらざれとも、國內要用の餘にあらざるものは各開港場に差送らざる事故、出處不正の品なれば運上所おゐて一應取直し候事も可有之候得とも』³¹⁾云々

といひ、同様の趣旨は此後の文書にも散見してゐる處であるが、此等の文書によつて見るに當時の方針としてはなるべく國內的の取締によつて賣買を制限し、輸出に振り向けざらしむるやう努めたものである。然し外國側としては條約を楯に蠶種紙の購入輸出を要求すること強きため、結局は個々の事例の示す如く輸出を認めざるを得

29) 同上
30) 同上
31) 蠶卵繭絲輸出に関する件

ざることゝなつたものであるが、その場合に於ても彼我商人間の勝手取引に放任せず、運上所から特定の商人に取扱はしむる方法をとつたものゝ如くである。元治元年八月米國ワルスホール組蠶卵紙三萬枚買入の際、神奈川奉行よりの伺には次の如く述べてゐる。

『尤蠶卵賣渡方の儀に付ては此程相伺置候趣も有之、未だ御下知は無御座候得とも、右の通近例も有之候間、可成丈枚數少に差許可申哉に奉存候。尤買入方の儀は運上所にて其筋のものへ爲取扱、商人ともより勝手に渡方等は不爲仕積御座候。』⁸²⁾

元治元年八月二十二日神奉川奉行からは『蠶卵紙の儀各國商人共殊の外相望候得とも、右は生糸の根元にて外品とも違ひ候間、是迄移住商人共にも賣込不差許儀に付、買入方等申出候節は普通之賣品と違、其筋渡世のものも無之、容易に難辨趣を以申斷候得とも』各國より種々買入希望もあり、蠶卵紙輸出を差留めては奸商の密賣其他の弊害も行はれるから、『以來蠶卵紙之儀は濫出不致様、運上所取扱にて渡方取計可申奉存候』と上申してゐるが、之れに對し

『書面之趣は交易品に不致、一ヶ年可相渡相當之員數凡日常を付置、御國用差支の有無見計掛引いたし、運上所取扱にて相渡候積可被取計候事』

と指令された。³²⁾ 然るに神奉川奉行からは（九月十五日）蠶卵紙は何程造り立てゝも田畑の差障りとなるものでもなく、國用差支の有無などは判然しない。『元方において無差支賣渡之分は、則御國用餘分の品と見据可然儀』であり、一ヶ年に相渡すべき額は當方にて算定することは困難である。先年佛國商人ホルレットは繭三萬斤買入申立をきながら實際は四千斤しか買入なかつた例もあるから、買入賣渡は商人へ任せ方が然るべきである。然し市

32) 同上
33) 蠶卵販賣制規一件

中商人共へは申付けず『神奈川御役所附用達町人共之内其筋功者の者へ申付、運上所取扱にて買入賣渡方とも爲致申候』といひ、國內有餘高は町奉行勘定奉行にて調査せしめられたい。たゞ交易品とせず運上所取扱とする點は承知したと述べてゐる。³⁴⁾

これに對しては十月に勘定奉行等は、かゝる方法にては運上所扱といふも名目に過ぎず、以來は蠶卵紙を運上所へ買上げ、外國人へ渡すことゝしては如何と述べてゐるが、他方外國奉行は條約面では彼我商人賣買に役人立入間敷との文言があるから、運上所買上は不當であり、從來通りの仕來りで差支あるまいとしてゐる。³⁵⁾

十一月に入つて勘定奉行は、外國の望み次第蠶卵紙を渡してゐては取締も立たないから、

『養蠶の國々一ヶ年生産の種紙枚數其所御代官御預所役人等にて取調爲書出、右種紙相用候元紙以來下方勝手に相製し相用候儀は不相成、御用にて澁立被仰付、右へ改印致し相當の紙料取立、願次第御渡の積、諸家領分の分も其領主にて渡方取計候積を以、申立次第元紙御渡相成、右に付ては領分の者より相當の手數料取立候儀は被御聞置候は、諸家助成筋にも相成、且前條之趣者相背改印無之種紙等賣買致し候ものは、糺の上其科に被處候は、御取締も相立、第一事實の生産高も明白に相分り、品柄消長に應し外國渡方掛引も出来然可哉と奉存候』³⁶⁾

との意見を述べてゐるが、之に對して大小目付の評議では(慶應元年三月)かゝることは養蠶の運上を取立つる如き形となり、且追々騰貴し遂には蠶紙も出来却て不取締となるから、養蠶國一ヶ年平均の員數を見積り、作の豊凶相場の高下により割合を量つて外國へ渡しては如何と述べてゐる。³⁷⁾

また外國奉行は(四月)遣外使節交渉の一件を述べたる後『彼方國用は勿論其餘無據要用にて買入度旨申立候節は其都度岡土證印之書面取置運上所より用達町人共へ申諭賣込方爲取計來り、先づ彼我とも折合居候事に有之』

上上上上

同同同同

34) 35) 36) 37)

といひ、養蠶地方へ種紙を澆立改印して交付することも却て奸詐の處置に及ぶ者を生ずべく、さればとて一年平均の員數といふことも見積りは容易ならず、外國より異論申出づる迄はこれまでの通りの取扱にて然るべきではないかといひ、國內生産高も追々増加してゐるから、條約面通り相對貿易を許すならば、外國からの論議を絶ち國民の利益も増すことと考へられるから、御料私領共蠶糸増産方に努力すべきであると論じてゐる。³⁸⁾

要するに從來の取扱方は三月に外國奉行方の問合に對し、神奈川奉行方から答へてゐるやうに『外國人共より買入度旨申立候節、岡士證印之書面爲差出候上にて承届、御役所附用立町人共へ申付相渡、相當の代料爲受取、輸出之節は税銀取立、尤政府用之趣岡士申立候へば税銀は取立不申候』³⁹⁾といふに盡きることと思ふ。

(ハ)自由賣買⁴⁰⁾ 蠶種賣買に關する取扱方法は上述の如くであるが、慶應元年六月の神奈川奉行上申によれば元治元年九月に繭蠶卵紙賣渡は運上所扱とし、其筋功者のもの兩人に取扱方申付けしところ、右兩人にては外國人共疑惑を生じ、運上所において値段等に干涉するやうに考へ、奸商の密賣等も行はれ不都合の儀少からざりしため、翌慶應元年三月當地町人共の内身元槌かに人物よき者を撰み、右賣込仕らせ度旨上申し、五月その指令ありしにより、其後十人を撰み賣込渡世をなさしめた。⁴¹⁾而して國用差支の有無については當地へ廻送されたものは各地有餘品と見做して取扱ふ旨が述べられてゐる。

然るに賣込商人を十人に限定せしことに對して各國領事より抗議があり、殊に李國領事は人數を限定することは勝手貿易の趣旨に反し條約違反であるから誰彼の差別なく一般に差許すべきものであるといひ、アメリカ佛國よりも抗議があつた。そこで神奈川奉行は、蠶種紙輸出について種々その利害を考究するに、蠶卵紙は歐洲に於

38) 同上

39) 同上

40) 同 自由賣買一件

41) 開港と生糸貿易、中巻、457頁には慶應元年に蠶卵紙の貿易を公許し、伊勢平芝屋清五郎、朝田十作の三人を蠶種賣込人とした旨を記してゐる

42) 字商トール我商鹿島屋に係る蠶卵買違約一件

ても製出されるが、年により豊凶の差があるわけで、従て我國の輸出も年々差異があり、多く輸出されても、それは一時の現象に過ぎず、翌年も亦然りととは斷じ得ない。恰も米穀の豊凶により米價騰落せば、ある場合には印
度地方より米を取寄せ政府で買上げねばならぬのと同様である。従て蠶卵紙等も國用不足の場合は外國より輸入
せばよいわけであるから、これ迄外國交易品取扱の商人一般へ賣買差許すやうに致したい。尤宇國領事等の抗議
により取扱方を變更することは『御國體に拘り不都合』なることはいふ迄もないが、蠶卵紙は如何程輸出しても國
用に差響く懸念はないのであるから、各國公使等より苦情の出でざるうちに一般渡世を差許しては如何との上申
書を提出してゐる。(同六月)

之に對し勘定奉行及吟味役は從來の經過を述べたる後、右の如き狀勢に於ては伺の通り仰渡さるゝより外致方
なからんも、かくの如き不都合なる取計を其まゝ黙過すべきでないから係役人を貶黜すべきであるとしてゐる。

其後アメリカ公使は六月二十四日、佛國公使は七月七日、英國公使は七月十三日及十五日に、硬軟をれぞれの
申出をなし、蠶種取引についての制限束縛を解除せんことを以てした。幕府は遂に七月十六日を以て英・佛・米・
蘭・瑞西各公使、露・宇・葡各領事に對し同文を以て蠶卵紙の自由賣買を認むる旨を通告した。その文面は次の如
くである。

『以書翰申入候。各國人我國商人共より蠶卵紙買入方不都合之儀有之趣に付、爾後者外品同様勝手に商賣可致旨、今般改めて神
奈川奉行へ命を下しぬ、此段心得之爲め申入候。拜具謹言

慶應元年乙丑七月十六日

水野和泉守 花押』

(備考) 領事に對する分は『商賣可致旨』の次に『事務執政より』の文字があり、『拜具』の二字はない。而して閣老からではなく
外國奉行からになつてをり、露國に對しては十七日の日付になつてゐる。

かくて蠶卵紙貿易も一般商品と同じく自由賣買となるに至り、慶應元年以後の輸出高は前述の如く著増を示してゐる。

五 密賣及不正問題

上述の如く慶應元年七月に蠶種の自由賣買を認めらるゝ迄は、その取引は甚だしく制限されてゐた。然るに歐洲蠶病の結果、我國蠶卵紙の需要は甚だ大であつたため密貿易が行はれその価格は自然騰貴した。文久二年に佛人マレロが伊勢平から買つた蠶種紙は、一枚一分銀二箇の割合であつた。その原價は凡二朱乃至三朱と稱せられる。⁴³⁾ 其後わが商人は種々の方法で程ヶ谷・神奈川・本牧で密に取引をなし相場は漸次騰貴して一分銀三四十個に及んだ。當時横濱には伊太利人や佛蘭西人が二三十人位づゝ特に我が蠶種を買ふ目的で本國から來て居たといふ。⁴⁴⁾ (註一) 次に示せる數字は蠶種の百枚當りの國內價格であるが、輸出價格との附きは明かでない。然し蠶種の輸出が盛大となるにつれ國內價格にも影響してその騰貴をを大ならしめたことはいふまでもない。

| | | | | | | |
|-----|--------|---|----------|---------|-------|--------|
| 安政元 | 十五貫文 | 六 | 十六貫六百四十文 | 元治元 | 五十三貫文 | |
| 二 | 十一貫文 | | 十八貫文 | 慶應元 | 七十貫文 | |
| 三 | 十三貫三百文 | | 文久元 | 二十五貫七百文 | 二 | 百〇六貫文 |
| 四 | 十二貫六百文 | | 二 | 二十四貫文 | 三 | 百六十五貫文 |
| 五 | 十六貫五百文 | | 三 | 四十貫文 | 明治元 | 三百二十貫文 |

(註二) 密貿易の行はれたことについては種々の記述があるが、その一例を示せば、

『春の風秋の露を一荷に擔けて花召せと呼歩く花賣の乙女が肩の上、色の香もさまゝなる籠の底には種紙潜めり。誰か筆跡か覺東なく澁の色さへ濃き淡き反古玉章取まぜて戀も無常も一つに寄せる紙屑籠の其中には種紙潜めり。驛路の鈴に夕日を赴ふ小荷駄馬の背の上には、人知れず種紙潜めり。路行く人の着物の背には戀の重荷か種紙潜めり。斯の如くに取り繕ひて忍びくゝに横濱に持込み此處にて密かに取引をなしぬ。利を見ては禁を破る人心なり』⁴⁵⁾

43) 大塚良太郎、蠶史、前篇 208頁 (貿易制度所掲)

44) 生糸貿易の變遷 31頁

45) 信濃蠶業沿革史料 (明治二十五年刊) 95—103頁

46) 蠶史、前篇、208—209頁

開港當時の貿易殊に生糸貿易には、我國商人が外國貿易に不馴れなるに乗じて外商が種々横暴なる態度に出て我商人を苦しめたこと、並に我が商人も亦種々の奸策を弄して巨利を網せんとしたことは、既に諸著に論ぜられてゐることであり、蠶種貿易についても同様の事例の存することと思はれるが茲には二、三の例を述べやう。

外人は春蠶種を好むところから夏蠶種に丹禁を布いて色を着けて春蠶種と稱して賣付けた。信州上田が特にこの模造に巧であつたといふ。或は蠶種の發生を恐れて火熨斗をかけ、また茶種を蠶卵紙の表面隙間のある所へ貼付けて之を蠶卵だといつて外人に渡す、甚だしいのは注文を受け約定金を受取つて其儘失踪するものもある。然し輸出制壓のときであつたから、外人も仕方なくそのまゝになつたこともあるといふ。また外人が買込を控へると蠶種商人が相談して在荷の何割かを海に投じた。而もそれは外見だけで其蠶種を持歸つたともいはれる。それで外人が信用せず、後には已むなく外人の面前で多數焼却したこともあつたといふ。或は外人が邦商の奸策を本國政府に訴へ、本國政府から幕府への交渉となつたこともあるといふ。⁴⁵⁾ 外人も一枚五、六匁で買込んだものを本國に持歸つて四、五弗で賣り四十倍の利益を占めたといはれ、暴利を貪り利益を壟斷したものであつた。⁴⁶⁾

六 二重税問題

生糸并に繭蠶種紙等に對する需要の激増は自ら粗製濫造の弊を生ずるに至つたため、幕府は之が取締の必要を感じ、こゝに改印制度を實施するに至つた。これ慶應元年十二月の生糸改印令であるが、その後段に於て蠶種紙に對する取締をも令してゐる。即ち「蠶種紙之義も近來不馴之者猥に製作賣買いたし、養蠶之もの共難儀におよび候趣相聞候ニ付、是又生産元方御取締之爲」云々といひ、其方法としては天領私領の別なく紙漉立地に於て元

47) 蠶史、前篇、210—211頁。日本蠶糸業史、第三卷、86—88頁。開港と生糸貿易、中卷、585—586頁

48) 生糸貿易の變遷、31—32頁

49) 吉田屋表二郎述、蠶種商法（明治二年）、明治文化全集、第九篇90頁

紙に改印をなし、蠶種製作人は『右改印有之元紙へ種仕付、銘々國所名前相記し正路之取引可致候』尤輸出に供する分は『製作出来之品最寄御代官へ差出し改印を受け相當の冥加相納候』こととし、以來生糸蠶種紙とも改印なき品は一切賣買す可らずと達せられた。⁵⁰⁾ 尤本令は翌二年五月より實施されたものの如くである。⁵¹⁾ かくて元紙を取締ることによつて直接には數量に制限を加へ、住所氏名を記すことによつて粗製濫造を防ぎ、輸出向のものは製品検査をなし冥加金を徴せんとするものであつた。翌二年四月武藏國二手村岩代國伊達郡中瀬村の者共の内願により幕府は蠶卵紙檢徴の制を設け、此等の者共を蠶卵紙取締のため諸國に派遣したといふ。⁵²⁾

慶應二年十月外國奉行より勘定奉行へ去年十二月の生糸改方手数料并『蠶卵紙外國行之分冥加割合』につき問ひ合せたところ、その答書中蠶卵紙に關する分には、

『種紙冥加永の儀は一體肝煎之者元紙買集種製作人共へ分配いたし、元紙元代へ一割を掛け取立候筈之處、當年之處は差支之筋有之肝煎のものへ元紙爲買集候儀は見合相成候に付、元紙代銀之三厘方爲相納、外國行之分は本歩一枚に付永百文つゝ取立候儀に有之、尤右兩品とも御取締の儀は國々生産元方おゐて相改候御主意に有之候』⁵³⁾

とあり、翌三年九月外國惣奉行並外國奉行より勘定奉行への問合せに

『元紙代銀之三厘方相納候儀、譬は元紙代銀百々に候得は各之三厘通り銀三匁相納候儀に候哉、本歩一枚は西之内半截二枚を本歩一枚と相唱、蠶卵之善惡に不拘いづれも永百文つゝ取立候儀に候哉』

勘定奉行の答には『御申越之趣に有之』とあり、尤元紙改手数料は當年よりは元紙代銀に不拘本歩一枚につき永十文づゝ取立つる旨を述べてゐる。外國奉行等は之に對して『右は元紙代銀之三厘方相納候上尙永十文づゝ御取立相成候儀に候哉、且御國遣外國行とも同等御取立之儀に候哉』元紙の價は如何と問うてゐる。勘定奉行は之に對して本歩一枚につき永十文（六分に當る）取立る故、元紙代銀の三厘方納めしむることは中止した。元紙改は白紙

50) 蠶卵販賣制規一件
51) 日本財政經濟史料、卷三、387頁
52) 大日本蠶史、正史、195—198頁
53) 生糸蠶卵課稅之件

に改印する故、國遣外國行とも差別なし。種付の上外國行願出候分は本歩一枚につき永百文取立てる。元紙一枚の價は不同であるが、通例半截一枚に付凡代銀六七分位であると答へてゐる。⁵⁴⁾

右の改印令に對しては二年八月箱館に於て英・米・蘭・佛・露・宇・葡七ヶ國領事より改稅約書⁵⁵⁾第五條並に第九條に違反するものなりとの抗議があつたが、翌三年九月十七日幕府に對し荷蘭公使より『外國人に賣渡すべき蠶卵紙一枚に付江戸におゐて錢四百三十五文即ち三匁取立たり、是は其出産の地の役人に拂ふべき錢七十五文の運上の外なり。』後者は當然のことなるも、前者の運上即江戸における課稅は條約書及新稅約書に違反するものなりとて抗議し、同日伊太利公使も蠶卵紙につき生産地印(黒印)七十五文、江戸印(赤印)四百七十五文の二重に稅をとり立つるは條約に反するものとして抗議した。(黒、赤逆になれる文書もある)

(註) 安政五年に各國と締結された貿易章程は其後外國側の交渉により慶應二年五月改正された。これが改稅約書である。その第五條には『日本の産物は運送の陸路水路修復の爲、諸商賣に付て取立る通例の運上の外は、別に運送運上を納むる事なく日本の何れの地よりも外國交易の爲開きたる各港へ運送する事勝手たるべし』とある。第九條の後段には『尤日本人通例商賣に付て取立る運上より餘分は日本政府へ收むることなし』云々の文句がある。而して蠶卵紙に對する輸出稅は一枚につき一分銀〇・〇七五匁即ち一匁一分二厘五毛と運上目録に記載されてゐる。外人の抗議は、生産地と江戸とで運上をとり、更に輸出稅を課するときは自然價格が騰貴するのみならず、江戸に於て課稅することは條約の趣旨に反するといふに在るものゝ如くである。以上の事件につき十月四日外國總奉行並外國奉行からの上申によれば蠶種紙に對する課稅は次の如くである。

| | | | | |
|--------|----------|--------|-------|------------|
| 一万枚につき | 種紙直段 | 金二千五百兩 | 一枚につき | 金二兩二分の積 |
| 同 | 元紙改手敷料 | 金百兩 | 一枚につき | 永十文 |
| 同 | 外國行種紙改印料 | 金千兩 | 一枚につき | 永百文 |
| | | | | 國遣外國行の別なし |
| | | | | 國用のものは改印なし |

外國行改印料の件は『全く下情居合候爲めの御取計にて、且取立方の割合も纔に付、年貢も同様の儀に有之、輸

54) 同上
55) 丸山國雄、幕末開港期に於ける生糸貿易の展望、史學雜誌、第四十三篇十二號
56) 法規分類大全、外交門、條約、309頁以下

出税杯と申筋には無之、さりながら『右様外國行之品に限り新定約書の大眼目に齟齬致し候取計にて、既に此程伊・蘭兩國公使よりは右廉を踏へ苦情申出、佛公使おいても同様の儀申居候趣に有之』、ついでに改正方を勸定奉行へ仰渡されたいと述べてゐる。十一月五日外國總奉行等再應の上申をなしたが、十一月廿一日に至り『來辰年生産の分より御國遣外國行の無差別(中略)種紙は元紙手數料相止、本歩一枚に付永五十文づゝ取立つ』ることとして、伊・蘭兩國への返翰案を調製すべき旨を外國總奉行等へ指令してゐる。然し外國總奉行等は伊蘭兩國は現在の取扱方につき苦情を申立てゝゐるものであるから來辰年生産の分より實施するとも承服す間敷く、即今より改正することとして、返翰案を取調べんことを更に上申し、十二月廿九日之を承認せる指令が發せられたが、翌四年(明治元年)一月十一日の上申によれば、從來の取扱方法により外國商人兩三年來損失を重ねをれるため、并に輸出改印料は停止するも、元方にて取立の税額増加したる廉を以て各國公使より苦情を申出て、既往の損失補償等を願出づるやも計り難く、此等の點を考慮して單に『以後は右蠶卵紙并生糸之儀者我國用及び海外輸出之分とも都て其生産之地おゐて一樣之税額取立其他一切收税不致様、今般規則相改め夫々被觸達候間其段御承知有之度』との返翰を發し、こゝに二重課税は廢止されたのである。⁵⁷⁾

七 附 言

以上私は幕末における蠶種貿易の經過を略述した。當時の我國に於ては猶十分に外國貿易の意義并に情況に通せず、外國も亦之に乗じて策を巡らすことの少くなかつたことは、この小篇によつても知り得るところである。殊に蠶種輸出に對する有司等の思想を検討することは興味ある問題であるが、頁數の都合上茲には割愛して次の

機會に讓ることとした。

次に蠶種の輸出は維新以後も繼續され廿八年に及んでゐるが、十年頃までは多額の輸出があつた。國內的には蠶種政策に對する種々の経緯、國外的には微粒子病豫防法の發見により、海外の需要が減少したことが考へられる。其間に於て粗製濫造、供給過剩、蠶種燒棄等種々の問題を生じたが、維新以後の變遷については本稿の範圍外であるから全く之を省略することとした。

(註) 維新後の蠶種輸出の数字を示さば次の如くである。⁵⁸⁾

| 明治 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 〇 | 一 | 二 | 三 | 四 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 一 | 八八六、三二〇 | 三、七二二、三五一 | 一、三九七、八四六 | 一、四〇〇、〇二七 | 一、二八七、〇四六 | 一、四一八、八〇九 | 一、三三五、四六五 | 七二七、四六三 | 一、〇一八、五二五 | 一、一七六、一四二 | 八八七、七六七 | 八一三、九四九 | 五三〇、四五二 | 三七四、四九八 |
| 二 | 三、七二二、三五一 | 二、五〇〇、〇五六 | 二、五六六、七五九 | 一、二八五、一九〇 | 二、二四七、三六五 | 三、〇六三、〇三八 | 七三一、五七八 | 四七四、九二一 | 一、九〇二、二七一 | 三、四六、九九八 | 六五〇、一〇一 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 |
| 三 | 一、三九七、八四六 | 二、五六六、七五九 | 一、二八五、一九〇 | 二、二四七、三六五 | 三、〇六三、〇三八 | 七三一、五七八 | 四七四、九二一 | 一、九〇二、二七一 | 三、四六、九九八 | 六五〇、一〇一 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 |
| 四 | 一、四〇〇、〇二七 | 一、二八五、一九〇 | 二、二四七、三六五 | 三、〇六三、〇三八 | 七三一、五七八 | 四七四、九二一 | 一、九〇二、二七一 | 三、四六、九九八 | 六五〇、一〇一 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 |
| 五 | 一、二八七、〇四六 | 二、二四七、三六五 | 三、〇六三、〇三八 | 七三一、五七八 | 四七四、九二一 | 一、九〇二、二七一 | 三、四六、九九八 | 六五〇、一〇一 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 | 一、二二六 |
| 六 | 一、四一八、八〇九 | 三、〇六三、〇三八 | 七三一、五七八 | 四七四、九二一 | 一、九〇二、二七一 | 三、四六、九九八 | 六五〇、一〇一 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 | 一、二二六 | 一、二二六 |
| 七 | 一、三三五、四六五 | 七三一、五七八 | 四七四、九二一 | 一、九〇二、二七一 | 三、四六、九九八 | 六五〇、一〇一 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 |
| 八 | 七二七、四六三 | 四七四、九二一 | 一、九〇二、二七一 | 三、四六、九九八 | 六五〇、一〇一 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 |
| 九 | 一、〇一八、五二五 | 一、九〇二、二七一 | 三、四六、九九八 | 六五〇、一〇一 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 |
| 〇 | 一、一七六、一四二 | 三、四六、九九八 | 六五〇、一〇一 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 |
| 一 | 八八七、七六七 | 六五〇、一〇一 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 |
| 二 | 八一三、九四九 | 五八二、六二三 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 |
| 三 | 五三〇、四五二 | 九九一、〇二一 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 |
| 四 | 三七四、四九八 | 三一、一四一 | 二八 | 一、二〇六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 | 一、二二六 |

(附言) 本稿の史料に關し維新史料編纂官丸山國雄氏に深厚なる謝意を表す

幕末の蠶種貿易

58) 猪谷善一、明治初年に於ける蠶種輸出、社會經濟史學、第六卷十號參照
 59) 大日本外國貿易五十六年對照表、84頁